

聖籠町告示第27号

聖籠町結婚記念祝品交付事業実施要綱を次のように定める。

平成30年4月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町結婚記念祝品交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の結婚を祝う気運を醸成し、少子化対策に資するため、聖籠町が主催、共催又は後援する結婚活動支援事業（平成29年度以降に実施されたものに限る。以下「婚活支援事業」という。）を通じて結婚した夫婦に対し、聖籠町結婚記念祝品（以下「祝品」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 祝品の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 夫婦とも同じ婚活支援事業（第4条に規定する交付の申請（以下「申請」という。）が当該事業が行われた日から起算して3年以内になされたものに限る。）に参加し、当該事業を通じて婚姻した夫婦
 - (2) 申請時において、その婚姻の日から起算して1年以内の夫婦
 - (3) 町内に住所を有する夫婦
 - (4) 申請の日から引き続き1年以上町内に住所を有する見込みの夫婦
- (祝品)

第3条 祝品は、町が別に定める聖籠町特産品とする。

(交付の申請)

第4条 祝品の交付を受けようとする夫婦の代表者（以下「申請者」という。）は、夫婦双方の住民票の写しを添えて聖籠町結婚記念祝品交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、聖籠町結婚記念祝品交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(祝品の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為によって、祝品の交付を受けた者があるときは、その者から当該祝品又はその相当額の全部又は一部の返還を求めらるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。